

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付要綱

制 定 平成 15 年 3 月 31 日
環保交第 209 号 市長決裁
最近改正 令和 2 年 4 月 21 日
環創エネ第 4 号 局長決裁

(総則)

第 1 条 横浜市低公害車等普及促進対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、「横浜市補助金等の交付に関する規則」（平成 17 年 11 月市規則第 139 号、以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、低公害車等の導入事業（市から別に補助を受けている事業を除く。以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を補助することにより、低公害車等の普及促進を図り、大気汚染の防止、地球温暖化の防止及び市民の健康の保護に資することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「低公害車等」とは、経済産業省クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付対象の燃料電池自動車をいう。
- (2) 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素を化学反応させることにより直接に電気を発生させる装置を備え、かつ、その電力により作動する原動機を有する自動車であつて、検査済自動車（道路運送車両法第 60 条第 1 項による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第 2 条 2 項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 「自動車リース事業者」とは、借受人を自動車の使用者として行う事業用及び自家用自動車の貸し渡しを業とする者をいう。

(補助対象経費及び補助額)

第 4 条 市長は、補助対象事業を行う者（以下「申請者」という。）が行う低公害車等の導入に要する経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において申請者に対し補助金を交付する。

2 燃料電池自動車の銘柄ごとの補助額は、別表 1 に掲げる範囲内とする。

(申請者)

第 5 条 申請者は次のとおりとする。

- (1) 横浜市内に使用の本拠の位置を置き、燃料電池自動車を購入する法人（国、独立行政法人、地方自治体及び地方独立行政法人は除く。）又は個人で、自動車検査証上の所有者及び使用者は申請者であること。ただし、リースの場合は、申請者はリース会社であり、自動車検査証上の所有者はリース会社、使用者は当該車両のリースを受ける者であること。所有権留保付ローン購入の場合は、申請者は車両購入者であり、自動車検査証上の所有者は自動車会社又はローン会社等、使用者は申請者であること。
- (2) 横浜市内に使用の本拠の位置を置く法人又は個人に対して貸与するために燃料電池自動車を購入する自動車リース業者（ただし、貸料総額に補助金相当額部分の値下がり反映されることを要件とする。）
- (3) 自動車を販売する業を営む法人が所有者となる車両の場合は、展示車、試乗車その他販売活動の促進の目的で使用されるものでないこと。
- (4) 市税の滞納がないこと。

(交付申請)

第 6 条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、横浜市低公害車等普及促進対策費補

助金交付申請書（第1号様式）を、補助金の交付を受けようとする地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条第1項に規定する会計年度（以下「会計年度」という。）の2月の第3週の金曜日（当日が市の休日の場合はその前日）まで郵送（必着）により、次の各号に留意し市長に提出しなければならない。

- (1) 予算の範囲を超えた日の申請は、予算の範囲内で抽選を行い、当選した申請者のみ申請書を提出したものとする。
また、抽選の結果、抽選にもれた申請者のうち希望する者及び予算の範囲を超えた日以降の申請者には、補欠番号を付与し、その後、交付の取り下げ又は交付決定の取り消しにより、予算の範囲に満たなくなったときは、予算の範囲に達するまで、補欠番号の小さい者から順に申請を受け付けるものとする。なお、予算の範囲を超えた日以降の申請については、持参のみを受け付けるものとする。
 - (2) 他の横浜市の補助金と重複して申請してはならない。
 - (3) 既に購入済みの低公害車等及び事業着手されている場合は申請してはならない。
 - (4) 申請車両は、初度登録前の車両（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であり、過去に補助金申請したことのない車両であること。
- 2 補助金規則第5条第3項の規定により、市長が補助金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる書類は、補助金規則第5条第2項第2号から第4号に規定するものとする。
 - 3 申請者は、第1項に規定する申請書を提出する際に、補助金規則第14条第1項第4号および第5号に規定する見積書又は入札を行った際の結果がわかる資料、及び見積書徴収の相手方又は入札の参加者が市内事業者であることを証する書類を市長に提出しなければならない。本要綱で扱う補助事業については、補助金規則第24条ただし書きの規定を適用することができる。
 - 4 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、別表2に定める方法により利益等を排除して交付申請をしなければならない。

（交付の決定及び通知）

第7条 市長は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、すみやかに所要の審査を行い、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定したときは、すみやかに、横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。
- 4 市長は、補助金を交付することが適当でないことを認めるときは、横浜市低公害車等普及促進対策費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第8条 申請者は、補助金の交付決定の内容又はその条件に不服があることにより、当該補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内に、横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付申請取下届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（事業着手）

第9条 申請者は第7条第1項の規定による交付決定の前に、当該補助事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。

- 2 前項に定める補助事業の着手日は、次に掲げる日のうち、最も早い日に着手したものである。
 - (1) 車両の登録のあった日
 - (2) 車両の引渡のあった日
 - (3) 代金支払いが完了した日
- 3 申請者は、横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る補助対象事業実績報告書（第8号様式）の提出期限の日までに申請車両の初度登録を行わなければならない。

（計画変更又は廃止の承認申請）

第10条 申請者は、交付決定通知書に記載された補助事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするとき又は事情の変化により廃止しようとするときは、あらかじめ、横浜

市低公害車等普及促進対策費補助金に係る補助事業（変更・廃止）承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（計画変更又は廃止の承認）

第11条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請書について審査し、その内容を適当と認めたときは、承認するものとする。ただし、変更が適当であると認めた場合でも、第7条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

2 市長は、前項の規定により承認するときは、横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る補助対象事業（変更・廃止）承認通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前条の申請を承認しないときは、横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る補助対象事業（変更・廃止）不承認通知書（第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

（再申請の禁止）

第12条 第8条に定める交付申請の取下げ、第10条に定める廃止の承認申請並びに、第11条の廃止の承認を受けた者は、同年度内は、本事業について補助金の申請を行うことはできない。

（実績報告）

第13条 申請者は、原則として補助事業の完了日から起算して30日を経過した日又は同会計年度の3月の第3週の金曜日のいずれか早い日までに横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る補助対象事業実績報告書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、当該期日が市の休日にあたる場合は、その休日の前日をもってその期限とする。

2 前項に規定する補助事業の完了日は、第9条第2項の各号に掲げる日のうち、最も遅い日とする。

3 補助金規則第14条第4項の規定により、市長が実績報告書への記載又は添付を省略させることができる書類は、補助金規則第14条第1項第2号に規定する補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書及び第3号から第5号に掲げるものとする。

（補助金の額の確定及び支払い）

第14条 市長は、前条に規定する補助対象事業実績報告書を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、別表1に定めるところにより交付すべき補助金の額を確定し、補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知を、横浜市低公害車等普及促進対策費補助金の額の確定通知書（第9号様式）により行い、補助金を支払うものとする。

2 市長は、前項の審査に当たり、必要があるときは、現地調査をすることができる。

（手続の委任）

第15条 申請者は、委任状（第10号様式）を市長に提出することにより、第6条に定める交付申請、第8条に定める交付申請取下げ申請、第10条に定める計画変更承認申請、廃止の承認申請及び第13条に定める実績報告について、第三者（以下「受任者」という。）に対してこれらの手続の権限を委任することができる。

2 受任者は、委任された手続を、誠意をもって実施するものとし、手続を通じ補助金の交付申請を行う者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）に従って取り扱うものとする。

3 市長は、受任者が第1項に規定する手続を偽りその他不正な手段により行った疑いのある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該受任者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続の受任を認めないことができるものとする。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

（2）補助金を他の用途に使用した場合

- (3) 第8条の規定による申請の取下げに係る書類の提出があった場合
 - (4) 第14条第2項の規定による調査について、正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避した場合
 - (5) 補助事業を廃止したとき。
 - (6) 補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反した場合
 - (7) 補助金交付を受けようとする会計年度に事業を着手又は完了しないとき。
 - (8) 補助事業の前提となる国の補助事業内容に変更があったとき。
 - (9) 市長の指示に違反した場合
 - (10) 第13条の規定する期日までに実績報告書を提出することができなかつた場合
- 2 前項の規定は、補助金交付額の確定後においても適用するものとする。
 - 3 市長は、第1項の取消しをしたときは、横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付決定取消し通知書（第11号様式）により、申請者に理由を付して通知するものとする。
 - 4 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を求めなければならない。
 - 5 当該補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を命じる場合は、その命令に係る補助金を申請者が受領した日から返還の日までの日数に応じて、返還の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
 - 6 補助金の返還の命令を受けた者は、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。
 - 7 補助金の返還の命令を受けた者は、返還を命じられた金額について返還期限までに返還しない場合は、未返還の金額に対して、返還期限の翌日からの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

（取得財産の管理・運用・処分・調査）

- 第17条 補助金の交付を受けた者は、補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）を補助事業の完了後においても、点検及び必要な整備をするなど善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的かつ安全な運用を図らなければならない。また、市は取得財産の運用によって、第三者に与えた損害について、一切の保障はしない。
- 2 補助金の交付を受けた者は、低公害車等が新規登録なされた日の翌月から起算し、4年間を経過するまでは、市長の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付の目的及び要件に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け又は担保に供してはならない。
 - 3 補助金の交付を受けた者は、前項に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る財産処分承認申請書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。
 - 4 市長は、前項の申請を受けた後、すみやかに横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る財産処分承認・不承認書（第13号様式）により、前項の申請をした者に通知するものとする。
 - 5 補助金の交付を受けた者は、財産処分が完了した場合、すみやかに横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る財産処分完了報告書（第14号様式）を市長に提出しなければならない。
 - 6 市長は、補助金の交付を受けた者が取得財産の処分をした場合又は交付の目的及び要件に反したときは、市長は当該補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を求めなければならない。補助金の返還の命令を受けた者は、返還を命じられた金額について返還期限までに返還しない場合、未返還の金額に対して返還期限の翌日からの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。ただし、自然災害等情状によりその目的等に反しないと市長が認める場合はこの限りでない。
 - 7 市長が必要と認めるときは、補助事業の遂行状況に関して報告を求め又は関係職員によって随時調査をすることができる。

（帳簿等の保存義務）

- 第18条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に関する書類を第17条第2項に定める期間、保存しなければならない。

（届出事項）

- 第19条 補助金の交付を受けた者は補助事業の完了後、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る事業内容変更届出書（第15号

様式)を市長に提出しなければならない(住所又は所在地にあっては、市内に変更する場合に限る。)

- (1) 補助金の交付を受けた者の住所又は氏名(法人にあっては、所在地又は名称)を変更したとき。
- (2) 自動車リース事業者にあっては、補助対象の燃料電池自動車の使用者の住所又は氏名を変更したとき。

(暴力団の排除)

第20条 横浜市暴力団排除条例(平成23年横浜市条例第51号)第8条の規定に基づき、補助金交付申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
 - (2) 暴力団員(法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ)。
 - (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないこと。
 - (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当しないこと。
 - (5) その他これらに準ずるものとして、市長が認定した者。
- 2 市長は、必要に応じ補助金交付申請者又は補助金交付の決定を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (制定 平成15年3月31日環保交第209号、市長決裁)
この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (改正 平成16年3月15日環保交第192号、市長決裁)
この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (改正 平成17年3月25日環保交第156号、局長決裁)
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (改正 平成18年3月10日環保交第20734号、局長決裁)
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (改正 平成18年12月28日環創交第1034号、局長決裁)
この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則 (改正 平成19年3月26日環創交第1249号、局長決裁)
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (改正 平成20年3月25日環創交第1097号、局長決裁)
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (改正 平成21年3月31日環創交第1166号、局長決裁)
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (改正 平成21年10月21日環創交第729号、局長決裁)
この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則 (改正 平成22年3月30日環創交第1191号、局長決裁)
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (改正 平成23年3月18日環創交第627号、局長決裁)
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (改正 平成23年12月15日環創交第611号、局長決裁)
この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 (改正 平成24年3月30日環創交第1486号、局長決裁)
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (改正 平成25年3月26日環創交第2162号、局長決裁)
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (改正 平成25年6月6日環創交第139号、局長決裁)
この要綱は、平成25年6月10日から施行する。

附 則 (改正 平成27年3月31日環創交第326号、局長決裁)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（改正 平成 28 年 4 月 20 日環創エネ第 1009 号、局長決裁）

この要綱は、平成 28 年 4 月 20 日から施行する。

附 則（改正 平成 29 年 4 月 7 日環創エネ第 1258 号、局長決裁）

この要綱は、平成 29 年 4 月 7 日から施行する。

附 則（改正 平成 30 年 3 月 27 日環創エネ第 976 号、局長決裁）

この要綱は、平成 30 年 4 月 9 日から施行する。

附 則（改正 平成 31 年 4 月 12 日環創エネ第 28 号、局長決裁）

この要綱は、平成 31 年 4 月 12 日から施行する。

附 則（改正 令和 2 年 4 月 21 日環創エネ第 4 号、局長決裁）

この要綱は、令和 2 年 4 月 21 日から施行する。

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 21 日から施行する。令和 2 年度の予算に係る補助金等から適用し、それ以前の予算に係る補助金の執行については、なお、従前の例による。

別表 1 (第4条関係)

燃料電池自動車の銘柄	補助金の上限額	補助対象経費
CEV 補助金 (注) で定める車名	250,000 円	燃料電池自動車の車両本体価格 (消費税及び地方消費税を除く取引価格) - 国及び神奈川県 の補助金交付額

(注) 国のクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金 (CEV 補助金)

備考

- 1 補助金交付申請額については、補助対象経費の範囲において補助金の上限額とする。
- 2 補助金交付申請額及び補助金請求額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表 2 (第6条関係)

補助事業における利益等排除の方法は次のとおりとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助金の申請者が次の(1)から(3)の関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とする。利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いる。

(1) 補助金の申請者自身(リースの場合はその使用者を含む。以下、この表で同じ。)

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業。

(3) 補助金の申請者の関係会社(上記(2)を除く)

2 利益等排除の方法

(1) 補助金の申請者の自社調達の場合

製造原価をもって補助対象経費とする。この場合の製造原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益等」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 補助金の申請者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることの証明及びその根拠となる資料の提出を行うものとする。



作成日	年	月	日
-----	---	---	---

（提出先）横浜市長

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付申請書

※市役所記入欄 受付番号 _____ _____	郵便番号	〒			□	□	□	□	□	□	□	□
	現住所 <small>（法人等の場合は所在地）</small>	横浜市										
	フリガナ											
	申請者名 <small>（法人等の場合は名称）</small>											
	フリガナ <small>（法人等の場合は代表者の役職及び氏名）</small>											
	電話番号											

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金の交付を受けたいので、横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 導入する低公害車 別紙1又は別紙2のとおり
- 2 補助金交付申請額

円	※捨印があっても金額の訂正はできません。
---	----------------------

- 3 他の補助金の有無

無 ・ 有 (国 ・ 神奈川県)	※該当するものに <input type="radio"/>
--------------------	-----------------------------------

- 4 申請要件等の確認 以下の内容に間違いなければ、各項目に☑マークを記入してください。

<input type="checkbox"/>	補助事業を実施する年度の3月の第3週の金曜日までに初度登録を行わなくてはならないことを承知しています。
<input type="checkbox"/>	関係職員による補助対象事業の遂行状況調査に協力します。
<input type="checkbox"/>	市税に滞納がないことを誓約し、市税納付状況についての調査に同意します。
<input type="checkbox"/>	私は反社会的勢力の団体に属していません。関係機関への照会に同意します。

- 5 販売会社に関する事項

社名・住所	社名	住所
連絡先	電話:	FAX:
		担当者

- 6 申請者の連絡先に関する事項（申請者が個人の場合は記入不要）

担当者	フリガナ	所属部署
連絡先	電話:	FAX:

- 7 添付書類等

- (1) 補助対象経費に係る見積書（写し）
- (2) 貸与料金算定根拠明細書（自動車リース事業者のみ）
- (3) 導入する低公害車等のカタログ（写し）
- (4) 履歴事項全部証明書（申請者が個人の場合は住民票とする。）
- (5) 返信用封筒（郵便番号及びあて名を明記し、指定の郵便切手を貼付したもの）
- (6) その他 市長が必要と認めるもの。

導入する低公害車

種 別	・低公害車（燃料電池自動車）
使用の本拠の位置	
導入する低公害車	・メーカー名：
	・通称名：
	・型 式：
補助対象事業登録予定日 （車検証の初度登録日）	年 月 日
補助対象事業完了予定日	年 月 日
1台分の補助金額 (A)	円
台 数 (B)	台
補助金交付申請額 (A) × (B)	円

（注）導入する低公害車の使用の本拠の位置、型式ごとに1枚ずつ作成すること。

利益等排除に関する事項（申請者が法人及びリース会社である場合に記入）

申請者（リース車両の場合は使用・賃借者）と申請車両の製造会社との関係は以下の通りです。（1又は2の該当する方に○）

- 1 申請者自身が補助金申請車両の製造会社である（自社製品を申請）
- 2 申請者は、補助金申請車両の製造会社ではない

※自社製造車両を補助金交付申請する場合には、製造原価を基に補助対象経費を算出し補助金額を決定します。



導入する低公害車

種 別	・低公害車（燃料電池自動車）
使用の本拠の位置	
使 用 者 の 氏名又は名称	・ 名称：
	・ 住所：
	・ 代表者の役職・氏名：
	・ 担当者氏名： TEL：
導入する低公害車	・ メーカー名：
	・ 通称名：
	・ 型 式：
補助対象事業登録予定日 (車検証の初度登録日)	年 月 日
リース契約予定日	年 月 日
補助対象事業完了予定日	年 月 日
1台分の補助金額 (A)	円
台 数 (B)	台
補助金交付申請額 (A) × (B)	円

(注) 導入する低公害車の使用の本拠の位置、型式ごとに1枚ずつ作成すること。

利益等排除に関する事項（申請者が法人及びリース会社である場合に記入）

<p>申請者（リース車両の場合は使用・賃借者）と申請車両の製造会社との関係は以下の通りです。（1又は2の該当する方に○）</p> <ol style="list-style-type: none">1 申請者自身が補助金申請車両の製造会社である（自社製品を申請）2 申請者は、補助金申請車両の製造会社ではない <p>※自社製造車両を補助金交付申請する場合には、製造原価を基に補助対象経費を算出し補助金額を決定します。</p>

名 称
所 在 地
代表者氏名

横 浜 市 長

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付決定通知書

年 月 日に受け付けました横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付申請書を審査した結果、横浜市低公害車等普及促進対策費補助金については、次の条件を付けて交付することに決定しましたので、通知します。

1 交付決定額

_____ 円

ただし、補助対象事業の内容の変更により当該事業に要する経費が変更された場合において補助金の額に変更が生じたときは、別に通知します。

2 補助対象事業の内容

事業名	低公害車等普及促進事業
補助対象事業の内容	
使用者名	

3 補助金交付の条件

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分、経費の使用方法是、横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付申請書のとおりとします。
- (2) この補助金は、補助金の額の確定後に交付します。
- (3) 市長が必要と認めるときは、補助対象事業の遂行状況に関して報告を求め、又は関係職員によって随時調査をすることがあります。
- (4) 前号の報告又は調査の結果、この補助金交付決定の内容又は条件に違反していると認めるときは、当該事業の遂行の一時停止を求めることがあります。
- (5) この補助金の交付決定をした後、天災地変その他事情の変化により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと市長が認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、天災地変その他の事情変化により特別の必要が生じたときは、補助金交付決定の内容又はこれに付した条件を変更することがあります。ただし、補助対象事業のうち既に経過した期間にかかる部分については、この限りではありません。
- (6) 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る補助対象事業（変更・廃止）承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければなりません。
 - ア 補助対象事業の内容を変更又は廃止しようとするとき。
 - イ 補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (7) 横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る補助対象事業実績報告書（第8号様式）の

提出期限までに申請車両の初度登録を行わなくてはなりません。

- (8) 補助事業が完了したときは、補助事業の完了日から起算して 30 日を経過した日までに、横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る補助対象事業実績報告書（第 8 号様式）を市長に提出しなければなりません。

ただし、提出日は同年度の 3 月の第 3 週の金曜日（当日が市の休日の場合はその前日）を超えてはならない。
- (9) 前号の実績報告書の審査結果等から、補助対象事業の成果が補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し通知を行い、その後確定した補助金を支払うものとします。
- (10) 補助対象事業の成果が補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認める場合には、期限を定めてこれに適合させるための措置を求めることがあります。
- (11) 市長は、補助金交付の決定後、要綱第 16 条第 1 項の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。補助金の額の決定を行った後においても同様とします。
- (12) 補助金交付決定が取り消された場合において、補助対象事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部に相当する金額の返還をしなければなりません。補助金交付額の確定を行った後において既にその額を超える補助金を交付している場合も同様とします。
- (13) 前号の場合において、補助金の返還を求められたときは、当該補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については既返還金額を控除した額）について年利 10.95%の割合（うるう年の日を含む期間についても、365 日当りの割合とする。）で計算した加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければなりません。
- (14) 補助金の返還を求められた場合において、これを指示した納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額について、年利 10.95%の割合（うるう年の日を含む期間についても 365 日当りの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければなりません。
- (15) 前号により延滞金の納付を求めた場合において、返還を求められた補助金の未納付額の一部を納付したときは、既に納付した日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とします。
- (16) この補助金の返還を求められたにもかかわらず、補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しなかった場合において、同様の事業について交付する補助金があるときは、未納付額の限度においてその補助金の交付を一時停止し、又はその補助金と未納付額とを相殺するものとします。
- (17) 財産の処分の制限
 - ア 補助金の交付を受けた者は、低公害車等が新規登録なされた日の翌月から起算し、4 年間を経過するまでは、市長の承認を受けずに取得財産を補助金交付の目的及び要件に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け又は担保に供してはなりません。
 - イ 補助金の交付を受けた者は、取得財産の処分をしようとするときは、あらかじめ横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る財産処分承認申請書（第 12 号様式）を市長に提出し、承認を受けなければなりません。
 - ウ 取得財産を市長の承認を受けて処分する場合又は交付の目的及び要件に反したときは、補助金の交付を受けた者は、全部又は一部に相当する金額について補助を受けた金額の範囲内で横浜市に納付するものとします。ただし、自然災害等情状によりその目的等に反しないと市長が認める場合はこの限りではありません。
- (18) 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業によって取得した低公害車等については、補助対象事業の完了後においても、点検及び必要な整備をするなど善良な管理者の注意をもって管理するものとします。
- (19) 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に関する書類を、低公害車等が新規登録なされた日の翌月から起算し、4 年間を経過するまで保存するものとします。

第 号
年 月 日

名 称
所 在 地
代表者氏名

横 浜 市 長

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金不交付決定通知書

年 月 日に受け付けました横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付申請書を審査した結果、次の理由により補助金の不交付を決定しましたので、通知します。

1 対象事業の内容

事業名	低公害車等普及促進事業
対象事業の内容	
使用者名	

2 不交付の理由

年 月 日

（提出先）
横浜市長

名 称
住 所

役職・代表者氏名

印

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付申請
取下届出書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定通知のありました横浜市低公害車等普及促進対策費補助金については、次の事項について不服がありますので、同補助金の交付申請を取り下げます。

1 補助金の額

2 申請年月日

年 月 日

3 不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件



第5号様式（第10条）

年 月 日

（提出先）
横浜市長

名 称
住 所

役職・代表者氏名

印

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る
補助対象事業（変更・廃止）承認申請書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定通知のありました
横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る事業について、（変更・廃止）をしたい
ので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 変更又は廃止の理由及びその内容

2 添付書類等（変更のとき）

（1）補助金交付申請書

控えの第1号様式及び別紙の写しの中で、変更する部分を朱書き二重線で抹消し、
その上段に変更後の内容を記入すること。なお、変更後の内容が書ききれない場合は、
別紙にまとめて記載すること。

（2）返信用封筒

（郵便番号及びあて名を明記し、指定の郵便切手を貼付したものを1部）

A4判三つ折の書類が入る封筒〔第1種定形〕

（3）その他必要な書類（見積書など）

3 変更又は廃止後の補助金交付申請額

円

名 称
所 在 地
代表者氏名

横 浜 市 長

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る
補助対象事業（変更・廃止）承認通知書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定を行い、年
月 日に補助事業の（変更・廃止）承認申請書を受け付けました横浜市低公害車
等普及促進対策費補助金に係る補助対象事業について、次のとおり（変更・廃止）を承
認したので通知します。

1 承認した計画の概要

2 変更後の補助金の額

円

3 補助金額の変更

事 業 名	低公害車等普及促進事業
変更前の補助金の額	円
変更後の補助金の額	円
変更による増減額	円

名 称
所 在 地
代表者氏名

横 浜 市 長

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る
補助対象事業（変更・廃止）不承認通知書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定を行い、年
月 日に補助事業の（変更・廃止）承認申請書を受け付けました横浜市低公害車等普
及促進対策費補助金に係る補助対象事業について、次の理由により（変更・廃止）を不
承認としたので、通知します。

1 対象事業の内容

事 業 名	低公害車等普及促進事業
対象事業の内容	
使用者名	

2 不承認の理由



作成日	年	月	日
-----	---	---	---

（提出先）横浜市長

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る補助対象事業実績報告書

※市役所記入欄 補助金交付決定年月日 年 月 日 交付決定番号	郵便番号	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
	現住所 <small>（法人等の場合は所在地）</small>	横浜市	
	フリガナ	印	
	申請者名 <small>（法人等の場合は名称）</small>		
	フリガナ <small>（法人等の場合は代表者の役職及び氏名）</small>		
電話番号			

※印鑑は、補助金交付申請書と同じ印鑑を押印してください。

上記交付決定番号により横浜市低公害車等普及促進対策費補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付要綱第13条第1項の規定により報告します。

- 1 導入した低公害車 別紙 1 又は別紙 2 のとおり
- 2 補助金の額

円	※捨印があっても金額の訂正はできません。
---	----------------------

- 3 補助金振込先 別紙 3 のとおり
- 4 添付書類等

- (1) 導入した低公害車の自動車検査証の写し（自動車検査証の所有者は申請者と同一であること。ただし、リースの場合は、自動車検査証上の所有者はリース会社、使用者は当該車両のリースを受ける者であること。所有権留保付ローン購入の場合は、自動車検査証上の所有者は自動車会社又はローン会社等、使用者は申請者であること。）
- (2) 請求書（写し）
- (3) 低公害車の購入代金を支払ったことを証する領収証の写し又はこれに代わるもの
- (4) リース事業者と使用者とのリース契約書の写し（リース事業者のみ提出）
- (5) 返信用封筒（郵便番号及びあて名を明記し、指定の郵便切手を貼付したもの）
- (6) その他 市長が必要と認めるもの。

捨印

第8号様式（第13条第1項） 別紙-1

（事業者・個人用）

導入した低公害車

種 別	・低公害車（燃料電池自動車）
使用の本拠の位置	
導入した低公害車	・メーカー名：
	・通称名：
	・型 式：
補助対象事業完了日	(1) 車両の登録のあった日 年 月 日
	(2) 車両の引渡しのあった日 年 月 日
	(3) 代金支払いが完了した日 年 月 日
	(1)、(2)、(3)のいずれかの最も遅い日を完了日とする。
1台分の補助金額 (A)	円
台 数 (B)	台
補助金交付申請額 (A) × (B)	円

(注)

- 1 導入した低公害車の使用の本拠の位置、型式ごとに1枚ずつ作成すること。
- 2 補助対象事業の完了を証する資料
 - (1) 導入した低公害車の自動車検査証の写し（同型を複数台導入した場合にも全車両分必要）
 - (2) 請求書の写し
車両本体額、値引き額、オプション費、その他が内訳として明確なこと。
 - (3) 低公害車の購入代金を支払ったことを証する領収証の写し又はこれに代わるもの

導入した低公害車

種 別	・低公害車（燃料電池自動車）
使用の本拠の位置	
使用者の 氏名又は名称	・名称：
	・住所：
	・代表者の役職・氏名：
	・担当者氏名： TEL：
導入した低公害車	・メーカー名：
	・通称名：
	・型 式：
補助対象事業完了日	(1) 車両の登録のあった日 年 月 日
	(2) 車両の引渡しのあった日 年 月 日
	(3) 代金支払いが完了した日 年 月 日
	(1)、(2)、(3)のいずれかの最も遅い日を完了日とする。
1台分の補助金額 (A)	円
台 数 (B)	台
補助金交付申請額 (A) × (B)	円

- (注) 1 導入した低公害車の使用の本拠の位置、型式ごとに1枚ずつ作成すること。
- 2 補助対象事業の完了を証する資料
- (1) 導入した低公害車の自動車検査証の写し（同型を複数台導入した場合にも全車両分必要）
- (2) 請求書の写し
車両本体額、値引き額、オプション費、その他が内訳として明確なこと。
- (3) 低公害車の購入代金を支払ったことを証する領収証の写し又はこれに代わるもの
- (4) リース契約書（リース事業者と使用者との契約書）の写し



補助金振込先

金融機関名		支店名 (※1)	
預金種目	1. 普通 2. 当座 (○で囲んでください。)	口座番号	
口座名義 (カタカナ) (※2)			

- ※1 ゆうちょ銀行の場合、支店名(コード)は3ケタの数字です。
記号・番号ではありませんので、御注意ください。
- ※2 通帳の名義のとおり御記入ください。
口座名義がアルファベットで登録されている方は、アルファベットで御記入ください。

第 号
年 月 日

名 称
所 在 地
代表者氏名

横 浜 市 長

横浜市低公害車等普及促進対策費
補助金の額の確定通知書

年 月 日に受け付けました横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る補助対象事業実績報告書を審査した結果、横浜市低公害車等普及促進対策費補助金について、次のとおり確定しましたので通知します。

補助金確定額 _____ 円

使用者名：

年 月 日

（提出先）
横浜市長

委 任 状

■委任者（申請者）

住 所 横浜市

氏 名（署名または記名押印）⑩

私は、下記の者に、横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る事務手続の権限を委任します。

■受任者

1 住所・所在地

氏名・法人名 _____

2 代表者役職

及び氏名 _____ ⑩

3 担当者名 _____ ⑩

（担当者を復代理人とする場合は押印してください）

連絡先電話番号 _____

【委任事項】

- 交付申請書の提出及び訂正
- 取下げ申請書の提出及び訂正
- 計画変更又は廃止承認申請書の提出及び訂正
- 実績報告書の提出及び訂正

※委任する手続全てに☑マークを記入してください。

名 称
所 在 地
代表者氏名

横 浜 市 長

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付決定取消し通知書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定通知をしました横浜市低公害車等普及促進対策費補助金について、横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付要綱第 16 条第 3 項の規定に基づき、補助金交付決定を取り消しましたので、次のとおり通知します。

1 交付取消額

_____ 円

2 補助取消内容及び理由

事業名	低公害車等普及促進事業
補助取消理由	
使用者名	



第 12 号様式 (第 17 条第 3 項)

年 月 日

(提出先)
横浜市長

名 称
住 所

役職・代表者氏名

印

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る
財産処分承認申請書

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る補助対象事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので申請します。

- 1 処分しようとする財産の名称 (メーカー名・車名)
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 添付書類等
 - (1) 返信用封筒 (郵便番号及びあて名を明記し、指定の郵便切手を貼付したものを 1 部)
A 4 判三つ折の書類が入る封筒 [第 1 種定形]
 - (2) その他必要な書類 (自動車検査証の写しなど)
 - (3) 提出部数 1 部

担当者	氏 名		所在地	
	所属部課名		電話番号	
	郵便番号		FAX 番号	

第 号
年 月 日

名 称
所 在 地
代表者氏名

横 浜 市 長

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る財産処分

承認書

不承認書

年 月 日に申請書を受け付けました横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る補助対象事業により取得した財産（低公害車等）の処分について、次のとおり（承認します・不承認とします）。

財産処分承認内容・不承認内容



第 14 号様式 (第 17 条第 5 項)

年 月 日

(提出先)
横浜市長

名 称
住 所

役職・代表者氏名

印

年度横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る
財産処分完了報告書

年 月 日 第 号で財産処分の承認通知のありました、
横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る補助対象事業により取得した財産（低
公害車等）の処分が完了しましたので、報告します。

1 添付書類等
必要な書類（売買契約書の写しなど）

2 提出部数 1 部

年 月 日

(提出先)
横浜市長

名 称
住 所

役職・代表者氏名

印

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る
事業内容変更届出書

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る事業について、事業内容の変更を行いましたので、関係書類を添えて次のとおり届出ます。

- 1 変更しようとする財産の名称 (メーカー名・車名)
- 2 変更の内容
- 3 添付書類等
必要な書類 (住民票、自動車検査証の写しなど)